

ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター
第 4 号 1997年8月

HEADLINE

1 ベトナム研修(前期)報告

今年度から年2回実施されることとなったベトナム研修の前期分が本年7月4日に終了しました。

2 研修員発表会について

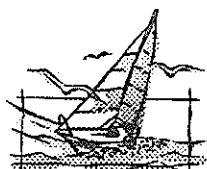
上記研修において、研修員団長から「ベトナム法整備の現状と課題」と題する発表会がありました。発表の全文を掲載しましたので、執務の参考に願います。

政府がベトナム国法整備支援を強化

当財団の森嶌昭夫学術評議員を団長とする政府と JICA 関係者の調査団が、本年1月にベトナム国を訪問して、同国の関係者と今後の法整備支援のあり方について協議し、今後3年間にわたってベトナム国から日本に研修員を受け入れて研修を実施すること及び日本からベトナム国へ法律専門家を派遣して短期セミナーを実施することで合意しました。

当財団は昨年度から本研修の実施を支援してきましたが、上記合意により、今後は年2回ベトナム国法整備支援研修が実施されることとなりました。これはアジア各国の法基盤の整備を支援するとともに、各国関係者との交流を通じて、国際経済取引に係わる法制度の共通の理解を深めることを目的とする当財団の趣旨にも合致するものであり、当財団も今後とも一層の支援を行う所存であります。

会員の皆様にも、今後とも引き続き当財団の活動に御理解、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。



平成9年度ベトナム国法整備支援研修（前期）を終了して

平成9年6月16日（月）から7月4日（金）までの約3週間にわたり、国際協力事業団（JICA）の委託を受け、ベトナム国から司法省民事経済法局長ほか7名の法律専門家を研修員に迎え、法務省法務総合研究所との提携で標記研修を実施しました。

1 本研修の目的

ベトナム国においては、ドイモイ以降の市場経済導入に伴う急速な経済体制の変革と ASEAN 加盟によって、法律の整備が急務の課題となっており、現在各分野ごとに法案準備委員会を設置して立法作業を行っています。

このため、同国政府は、民商事関係の法整備の面で、同じアジアにあって、文化的、社会的にも共通点が多く、明治以降、欧米法を自国に適合した形で取り入れながら経済発展を遂げた我が国の法律分野における経験を学ぶとともに、ベトナム国における人材の育成を図ることを目的に、我が国に研修員の受け入れを要望しており、本研修はこれを支援するものです。

2 本研修の重点分野

本研修では、ベトナム国の法整備支援に関する要望に基づく「民法執行のための諸規則」に関する研修として、登記、戸籍、供託制度に関する講義を中心に行いました。また、本研修を円滑に実施するため、研修実施前の5月末に日本から2名の法律専門家をベトナム国に派遣して、登記、供託制度等に関する短期セミナーを事前に行ってています。

ベトナム国は、現在、登記法令及び供託法の制定作業を行っており、研修員も司法省民事経済法局長及び同省公証・鑑定・戸籍・国籍・司法履歴局長の担当局長2名を含む法律実務担当者計8名（女性3名）が来日しました（別紙参照）。

3 研修会場

法務省 法務総合研究所

〒100 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

TEL 03-3580-4111（代表） FAX 03-3592-7753

4 研修のカリキュラム

本研修は、事前にベトナム国で実施された登記、供託制度に関する短期セミナーと関連し、登記、戸籍、供託法等民法執行のための諸制度の講義、その実施機関の見学のほか、それらの制度の基となる民法、商法等の実体法の講義を中心に構成しました。

講師には、三ヶ月特別顧問、枇杷田理事、生駒学術評議員の当財団関係者をはじめ、法政大学、東京大学の教授、最高裁判所局付、法務省民事局局付等をお迎えし、専門的な見地から講義を賜りました。

また、講義は日本語で行うため、ベトナム語への逐語通訳を昨年度に引き続いて初鹿野マイさんにお願いし、レジュメ等の翻訳も初鹿野さんとベトナム人留学生 HUÔNGさんに担当していただきました。

主なカリキュラムは、次のとおりです。

- (1) 不動産登記及び商業登記制度の概要
- (2) 戸籍及び供託制度の概要
- (3) 民法、商法の概要
- (4) 裁判制度の概要
- (5) 登記、戸籍、供託制度に関する座談会
- (6) 法務局、区役所、裁判所等の見学
- (7) ベトナム国の法整備の現状と課題に関する研修員発表

講義は、講師の説明に対して研修員が随時質問するほか、質疑応答の時間を設ける形式で行われ、研修員からの活発な質問によって予定時間をオーバーする講義が相次ぎました。

また、本研修では、研修員が日本法について学ぶだけでなく、日本とベトナム国がお互いの法制度について理解を深めることを目的として、研修員団長による「ベトナム法整備の現状と課題」と題する研修員発表の機会を設けました。この発表会には当財団の伊藤会長をはじめ、三ヶ月特別顧問、岡村理事長、吉村法務総合研究所長に御出席いただき、ベトナム国の法整備の進捗状況と今後の課題に関して、団長と質疑応答を行いました（講演録を参照願います。）。

研修員は、法務大臣、法務総合研究所長等の法務省幹部をはじめ、大阪高等検察庁検事長、大阪法務局長、東京都豊島区長等を表敬訪問し、日本の法律実務担当者との交流を深めました。



松浦法務大臣（中央）と研修員 6月16日法務大臣室にて

5 施設見学

本研修では、登記あるいは戸籍制度等が現実にどのように施行されているかを現場で見学する機会を多く設けました。また、裁判所や企業の施設など関連する施設も訪問しました。

研修員が見学した施設は次のとおりです。

①法務省船橋登記情報センター

日本の登記のコンピュータシステムを管理する施設を見学しました。

②大阪法務局

西日本一の繁忙庁であり、供託課、不動産登記部門、法人登記部門を見学して、登記簿や地図を見ながら各担当責任者から説明を受けました。

③豊島区役所

いち早く戸籍のコンピュータ化を果たした自治体であり、区長表敬のほか、戸籍、住民登録に関する質疑応答を行いました。

④最高裁判所、司法研修所、東京地方裁判所

法律専門家の養成方法や不動産取引に関する裁判手続、不動産執行について説明を受けたほか、民事裁判を傍聴しました。

⑤松下電器産業㈱

本社の技術館等を見学し、日本の最先端技術に触れました。

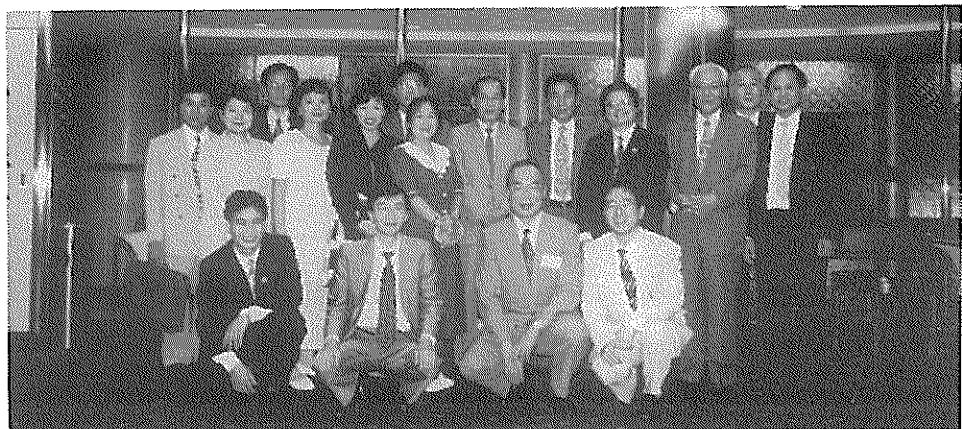
⑥光和総合法律事務所

弁護士の業務について説明を受けたほか、事務所見学を行いました。

6 財団主催懇談会

研修員が関西に赴いた機会に、研修員と関西の会員及び関係者との懇談会を KKR HOTEL OSAKA で実施しました。

懇談会には、岡村理事長をはじめ、稻田理事等の当財団役員のほか、関西アジア民商事法研究会、大阪弁護士会、大阪法務局等からも多数御出席いただきました。昨年度は改修中で見ることができなかった大阪城を間近に望み、研修員の方々には、ハードな研修の中休みとして心ゆくまで楽しんでいただき、有意義な懇談会となりました。



研修員と財団、法務総合研究所関係者 6月25日 KKR HOTEL OSAKA にて

7 研修を終了して

当財団が支援するベトナム研修は本研修で2回目であり、過去の経験を生かして、より充実した研修の実施に心がけてきました。

評価会における研修員の評価も良好で、本研修の実施も軌道に乗ったものと思われます。ベトナム研修は、今回以降も3年間で計5回実施されることがすでに決まっており、これからもより質の高い、充実した研修を行っていくことが要請されています。当財団も、法務省法務総合研究所、国際協力事業団等と緊密な連携を保ちながら、研修での多大な成果をめざして、今後とも、ベトナム研修を実施していく所存でありますので、会員、関係者の皆様にも更なる御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

なお、次回のベトナム研修は、本年10月13日（月）から31日（金）までの日程で、民事訴訟法、民事執行法等に関する研修を実施する予定です。



ベトナム国法整備支援研修（前期）研修員名簿

(1) Mr. DINH TRUNG TUNG (40歳) 司法省民事経済法局 局長（団長）

ディン チュン トゥン 男

(2) Mr. TRAN HOANG BE (59歳) 司法省公証・鑑定・戸籍・国籍・司法履歴局長

チャン ホン ベ 男

(3) Mr. TO TAN (49歳) 内閣官房法務部 法務専門官

トウ タン 男

(4) Ms. NGUYEN THI MAI (47歳) 司法省民事経済法局 法務専門官

グエン ティ マイ 女

(5) Mr. NGUYEN MANH CUONG (30歳) 国会法務事務局 法務専門官

グエン マイン クォン 男

(6) Mr. LE THANH LONG (33歳) 司法省国際法・協力局 法務専門官

レー タイン ロン 男

(7) Ms. NGO THU HA (39歳) 司法省ホーチミン市代表部 法務専門官

ゴ トウ ハ 女

(8) Ms. LUONG THI LANH (32歳) 司法省公証・鑑定・戸籍・国籍・司法履歴局

ルオン ティ ラン 女 法務専門官

第4回ベトナム国法整備支援研修発表会

日 時：平成9年6月20日（金）午前 9:30～12:00

場 所：法務省法務総合研究所 第4教室

発表課題：「ヴィエトナム法整備の現状と課題」

発 表：団長 Mr. TUNG

皆様、ベトナムの法整備研修の研修員を代表して、ベトナム国の法整備の現状についてご報告申し上げます。時間の制約もありますので、民商事に関する法整備について発表させていただきます。

今朝の発表では、以下の三点を御紹介したいと思います。第一に、現在のドイモイの推進について。第二に、法整備の現状について。第三に、これまで数回ベトナムから日本へ派遣された研修の成果が、どのようにベトナムの法整備に運用されているかについてです。

1 ドイモイ事業について

(1) ドイモイにおける経済改革

ベトナムの法整備についてお話しする前に、まずベトナムのドイモイ事業のお話をしなければならないと思います。なぜなら、法整備はベトナム国の発展を遂げている事業と常に密接な関係にあるからです。法整備は国の経済発展を反映しますし、今後の経済発展の方向付けにもなります。

ドイモイ事業は1986年末から始まって、今まで既に10年が経過しました。これまでドイモイの中心は経済でしたが、経済改革の次は行政改革、そして司法改革になると思います。私たちは今でも、ドイモイは経済に重点をおきたいと思います。現在の政府の方針は、経済改革のスピードを早めて、かつ社会の安定を保ちたいというものです。これは、政府のドイモイ事業、改革刷新事業は、ベトナム国の経済中央集権計画経済から物流経済に変え、市場経済原則に基づく多セクター経済（多くの事業主体が存在する経済）に移行させるという意味です。

先日、三ヶ月先生から日本の法律の変遷の過程についてお話をうかがいました。日本でも、明治維新以前は長い間鎖国状態にあり、1868年からようやく門戸開放政策を実施しました。ベトナムは日本ほどの鎖国政策はとっていませんでしたが、1986年以前のベトナムは、集中的な計画経済で市場経済に基づいていませんでした。計画経済及び配給経済は、戦時中は一部正しい政策であったかもしれません。当時は、国の解放のために人力、財力を集めなければならぬ事情もありました。そして、1975年の解放以後も、ベトナムは社会主义に基づく経済政策をしばらく実施しました。

当時、私たちは、資本財が全て政府の管轄下にあれば、それは社会主义の実施だと思っていました。そのために、私たちは、全ての資本財を国有化したので、当時のベトナムの所有形態は、全国民による所有形態と集団による所有形態の二つしかありません。

せんでした。個人の所有があつても、それを集団所有形態に移すよう、政府が奨励したのです。当時の経済は、中央から地方レベルまで、全てに生産に関する指標が設けられ、それに基づいて生産しなければなりませんでした。当時の私たちは、市場経済は社会主義の本質に反し、受け入れがたいものだと思っていたのです。しかし、世界経済がこれほど発展しているのに、ベトナム経済は大変遅っていました。また、国民が経済発展に参加することに十分なインセンティブを与えることができませんでした。そのため、ベトナムは長い間インフレに苦しんでいたのです。当時は、1984年は1983年の水準を上回ることはなく、1983年の水準をなんとか保てるように頑張って、1985年になつたら、1984年の水準を保てるかどうか、という苦しさでした。

このような厳しい状況の中で、政府は刷新の道を1985年から模索していました。当時の経済恐慌を抜け出すために、新しい政策が必要だったのです。ですから、1986年以降、政府は集中計画経済から多セクター経済に移行することを堅持し、今日でもこの刷新の政策の方向は変わっていません。つまり、ドイモイとは、多くの経済セクター、つまり、国営の事業主体、集団の事業主体のみならず、民間の事業主体、個人の事業主体または政府資本に属する事業主体を認めることです。所有形態を多様化して、生産形式も多様化します。これらの新しい所有権は、1992年の憲法にも反映されています。

しかしながら、ベトナムでは、現在でも全国民による所有形態と集団による所有形態が、所有形態の基礎になると考えております。全ての事業主体の発展を奨励しながら、相変わらず国営企業が経済の主導的な立場にあることに変わりありません。国造りのためには、門戸を開放し、先進国からの資本の援助または管理の経験・ノウハウを導入しなければなりません。門戸開放は、ベトナム政府の正しい政策だと思います。

以上がベトナムのドイモイの今日までの変遷ですが、ドイモイは私たちの考え方・思考まで大きく変えました。実際に私たちは、このドイモイを正しいと思っていますので、ベトナムの経済発展の中で市場経済を認めております。しかし、この市場経済は、政府が管理し、社会主義に合致しなければなりません。過去数年間、ベトナム経済は安定し、この2年間の経済成長率は9%前後で安定しています。日本は1955年から1970年代まで、10%前後の経済成長を長い間維持できました。それは奇跡的な経済だったと思います。ベトナムは、出発点は低いですが、今の9%の経済成長は私たちにとって、あの当時の皆さんと同様に奇跡的だと思います。

ベトナム政府が門戸を解放し、外国投資法を制定して以来、これまで数百の投資プロジェクトが実施され、投資累積金額も数十億ドルになっています。多くの国がベトナムを支援し、また外国の会社が直接投資したり、経営ノウハウを移転して、ベトナムの経済発展に大きく貢献しています。私たちは毎日ベトナムで生活しておりますが、町の様子もだいぶ変わりました。インフラの整備も着々と進んでおりますし、あちこちにジョイントベンチャーの会社が設立され、民間住宅の新築も大変なものです。ベトナムの国民の顔色は明るく、政府に対する信頼感も増しています。

(2) ドイモイにおける行政改革

行政に関しては、政府が立法、行政及び司法機関の改革を少しずつ進めています。現在、政府は、国会を自主的な権限を持つ立法機関にすることを目指しています。ベトナムの国会議員は兼任が多いので、常任国会議員の比率を高めたいと思います。また、現在の立法手続をもっと改革しなければなりません。行政機関も、もっと改善しなければならないと思います。現在は省庁の再編成に取り組んでいまして、20の省庁を17に縮減しました。

行政手続については以前から国民の苦情が多く、複雑で時間がかかるといわれていましたが、最近はかなり改善されました。今のベトナムでは「窓口は一つ」ということがよく言われます。以前は、何か許認可をもらうのに、いくつもの窓口も訪ねて、多くのOKをもらわなければならず、外国の投資家からのクレームもありました。今後は、できるだけ窓口を一つにして、手続を一ヵ所でできるようにしたいと思います。

また司法部門においても、裁判所の改革をしなければならないと思います。その他、人民検察庁や、調査機関の改革もしなければなりません。現在、人民裁判所の中に専門裁判所を設けようとする動きがあります。以前は、人民裁判所の中には刑事法廷と民事法廷しかなかったのですが、最近の経済発展に伴って、労働裁判所、行政裁判所、経済裁判所が誕生しました。また、土地に関する裁判所や、未成年者に関する裁判所、家庭裁判所などをもっと増設しなければならないという意見もあります。私たちも、裁判所における訴訟手続の改革を一步一歩進めております。

先日、三ヶ月先生から日本の訴訟制度の改革についてお話をうかがいました。これはベトナムの訴訟手続の整備にも大変参考になると思います。現在、多くの国民が訴訟手続は複雑で、負担になると感じています。今のベトナムでは、事件が第一審から、第二審へ、そして第三審までいって、また第一審に戻される、という堂々巡りの裁判がいくつかあります。このような裁判は10年、20年たっても終わりません。ですから、私たちは、訴訟の民主化、つまり、当事者の権利や被告の権利をもっと尊重して、国民に迷惑をかけないような手続を考えなければなりません。裁判に数年間もかからないように、今の裁判をもっと短縮できないか研究しています。

また、全ての紛争を裁判所に持ち込まないように、裁判以外の紛争解決方法・解決手段を多様化しなければならないと思います。特に経済紛争においては、民事裁判のほかに仲裁規定を多く設けて、なるべく仲裁機構で解決するようにしています。ここで御報告いたしますが、1994年までベトナムには国の仲裁機構がありました。当時の国の仲裁機構は、企業間の紛争を解決するために設けられましたが、経済発展に伴う多セクター経済の中において時代遅れとなり、もはや民間の紛争を解決できなくなっていました。そこで、1994年にこの国立仲裁機構を解体し、経済裁判所を新設しました。しかし、実際に経済裁判所だけで紛争を解決するのは大変ですので、ノンガバメント、つまり、非政府の仲裁機構が必要だと考えています。全ての事業主体の経済紛争を解決するためには、このような非政府の仲裁機構が必要です。現在、ベトナム商工会議所の隣に国際仲裁機構の支部があります。また、もう一つの仲裁機構として、政府の第86決議に基づく、ベトナム国内の仲裁機構があります。今は政府決議の水準ですが、今後、この経済仲裁に関する決議を法律に格上げしたいと思います。外国の

手続や通例を参考にして、新しい仲裁機構を作りたいと思います。

このように、ドイモイの中心は経済の改革ですが、これと共に政府の改革も必要不可欠です。ただし、ドイモイも社会の安定を保ちながら実施しなければなりません。多くの東ヨーロッパ諸国のように、経済のみのドイモイをすると社会の安定を保てない恐れがあります。明治維新及び経済盛況期の日本は、経済の刷新を実行しながら社会も安定していたと思います。以上がベトナムの今日の事情です。

2 法整備の現状について

第二の点、ベトナムの法整備の現状について申し上げます。

先に述べたような経済社会の事情から見ると、以前の計画経済のための法律は、もはや時代に合わなくなっています。国内の事情は、私たちに新しい経済形態に合った法律を作り、時代遅れの法律を廃止させなければならない状況になっています。

国会は、1986年からの約10年間に法律と法令を併せて100以上制定し、政府は1000以上のガイドラインを出しました。この10年間に制定された法律の数は、ベトナムが1945年から1985年までに作った法律の数と同じくらいです。つまり、第8回、第9回国会において、第1回から第7回国会までと同じくらいの法律を制定しました。しかも今のベトナム国会は、1年に2回しか開かれず、1回の会期は1カ月前後しかありませんので、1回の会期で8～10の法律を通過させることができれば大成功です。

また、この二つの会期で制定されたのは、経済に関する法律がほとんどですが、この中で最も重要な法律は1992年の憲法です。1992年憲法は、ベトナムの経済発展、特にドイモイ政策をよく反映しています。その他には、外国投資法、会社法、民間営業法、国営企業体法、そして民法、労働法、合作社法、企業破産法、税金・銀行・信用機関に関する法律や法令などがあります。このように、ベトナムは着々と新しい法体系を形成しておりますが、今後、市場経済を更に発展させるためには、より多くの法律を制定しなければならないと思います。今後は、証券市場法、独占禁止法、または不正競争防止法などを制定しなければなりません。これらは皆様にとって馴染み深いものですが、私たちには大変新しいものです。また、1992年に制定された会社法も私たちにとっては新しい分野です。私たちがこれらの法律を制定することは、ベトナムの立法事業にとって大きな一歩だと思います。

しかし、なんとか法律は作っても、私たちの前には大きな壁があります。その壁には、客観的要素と主観的要素があります。客観的な要素とは、ベトナムが集中計画経済から市場経済へ移行する過程にあることです。今のような過渡期には、多くのことに関して安定した事例は得られません。また、政府管理市場経済についてもほとんど経験がありません。ですから、多くの既存の法律やガイドラインなどは、全体的なことに触れても、詳細について触ることはできません。そのため、政府や国会が通過させた法律について、国会常任事務局または政府が一連の法令やガイドラインを作成して、それを国民の生活の中に浸透させなければならないのです。例えば、1993年に制定された土地法を実施するために、政府は約30のガイドラインを設けました。このように、全体的な法律にあわせて多くのガイドラインを制定しなければなりません

ので、外国の投資家だけでなく、国内の投資家も大変困っています。また、このような過渡期ですから、今年制定した法律を来年、再来年にまた大きく改正しなければならないという事情もあります。私たちにとっては法律の改正は必然的なものですが、多くの外国投資家は大変慎重になります。通常、法律には高い安定性が要求されます。例えば、日本では100年前に民法が制定されました但、その内容は大きく変わっていません。しかしながら、ベトナムのように、その過渡期においては、経済発展にあわせて法律を修正していかなければならない事情もあります。

もう一つの壁は、国民の間にうまく浸透できない法律、つまり難しい法律をどのようにして国民に理解させるかということです。ベトナムは出発点の水準が低く、また、経済は農業をベースにしていますので、全ての地域の国民が法律に対して同じ認識を持っているかどうかは疑わしいのです。また、私たちは、もはや国内だけで生活することはできません。門戸を開放し、他の地域と交流していく中で、世界の通例、法令を勉強して、ベトナムの事情とマッチさせることも大変大きな仕事だと思います。先日、三ヶ月先生は、アジア諸国が共通な法律認識を持って第二、第三世界の他の極と対抗できるような共通な法律システムを持つことが必要だとおっしゃいました。これは大変すばらしいアイデアだと思います。これを実現するためには、アジアの多くの国において、外国の法律に詳しい専門家がたくさん必要です。正直に言って、私たちの国には外国法に詳しい専門家はそれ程いません。現在私たちは、多くの法律を参考にして、選択しながら自分の国のものに合わせたいと考えています。日本の過去の経験を見れば、ベトナムも機械的に他国の法律を導入することはできません。当時の日本は、民法に関してはフランスの専門家にいろいろお世話になったそうですが、この民法も結局は日本の事情に合わせて修正せざるを得ませんでした。現在、ベトナムのドイモイ、特に経済は毎日早いスピードで動いています。これに合わせて法律を作ることは、私たちにとって大きな挑戦であり、また重荷でもあります。

現在、ベトナム司法省では、第10回国会の法律審議プログラムを準備しています。ベトナム国会の任期は5年ですが、第9回の国会が今年4月に終了して、来月には新しい国会の選挙が行われます。通例では、新国会の会期は10月から始まりますが、この10月の会期において、国会は新しい5年間にどのような法律を制定すべきかを審議します。また、毎年どのような法律を作るかも今度の国会の審議の中心となります。ですから、現在は、新しい国会に備えて、今後5年間にどのような法律を制定すべきかについての草案が作成されている最中だと思います。この仕事もベトナムの法律家にとって重要な仕事です。

3 ベトナム法と日本法のかかわり

(1) ベトナム民法について

ベトナム法に取り入れられた日本の法律について、また、ベトナムがなぜ日本に高い関心を持つのかについてお話しします。日本に研修員を派遣する以前から、日本法が大陸法と英米法を組み合わたせ法律であることを知っていましたので、日本法は役に立つと思っていました。実際、ベトナムで民法を作ったときに日本法が役に立つ

ています。三ヶ月先生は、日本の民法が当初はフランス法を、次にドイツ法を取り入れ、最後に英米法も組み合わせてあるとおっしゃいました。また、森島先生がベトナムでアドバイスされた時も同じことをおっしゃまいした。そこで、1993年に民法の原案を作ったときに、日本の法務省や森島先生に意見を求めました。また、日本の民法をベトナム語に翻訳して日本の民事に関する法令を研究し、私たちは日本の民法をベトナムに取り入れができるのではないかと考えました。このようにして、ベトナムの民法総則の中にも日本の民法の一部を反映させました。ベトナムの法律も大陸法に基づく成文法ですので、日本の民法の骨組みはベトナム人にとって親しみやすいものでした。英米の法律と違って、日本の民法は総則の次に所有権、契約、家族というようにはっきりと分類されています。ベトナム民法の原案を作ったときには、この骨組みに関する議論も大変でしたが、最終的には大陸法の骨組み、つまり日本の法律に近い骨組みが採用されたのです。ですから、第1回の草案から最終的に国会に提出した第14回の草案までこの構造は変わっていません。皆様もベトナム民法に目を通していただければ、このような構造を確認できると思います。

また、ベトナム民法には、ベトナムの社会事情を反映して、他の国の民法に無い条項があります。まず第一は、民法の中に婚姻家族に関する詳しい規定を置かずに、婚姻家族に関する原則だけを規定していることです。このように民法の中で原則しか規定していないのは、ベトナム社会独特の婚姻家族の伝統があることと、ベトナムの立法の伝統上、婚姻家族法が個別の法律として扱われる習慣があったからです。現在、民法と婚姻家族法が別個にありますが、今後、婚姻家族法は民法に示した原則にしたがって改正されることになります。

第二は土地使用権です。土地使用権については、詳細な規定を個別に設け、所有権のところに入れていません。これは、ベトナムでは土地は全国民の財産であり、個人の所有を認めていないからです。ただし、国が個人に土地を使用させたり、土地をリースすることはできます。ですから、個人、家族の土地の使用に関する規定は、ベトナムの特殊な事情により、所有権とは別のチャプターを設けて規定しました。ベトナムの土地は個人で所有することはできませんが、個人、特に家族に対する土地の諸権利、例えば土地の使用権の譲渡・リース・抵当・相続などは行うことができます。一部の外国の専門家は、この土地使用権は厳密に言えば制限された土地の所有権ではないかと述べていますが、ベトナム政府はそうは見ていません。土地は全国民の所有であり、国民は土地に対する使用権しかないのです。つまり、土地本来の機能を発揮させるために、一定の条件の下で国民に土地の使用に関する自由を認めているのです。

第三の特徴は、知的所有権を一つのチャプターとして民法に取り入れたことです。知的所有権を民法に導入したことは、世界各国の経験を参考にした利点だと思います。

第四の特徴は、民法の権利主体に関する規定です。日本の民法も含めて、多くの国々の民法では、民事関係の権利主体は個人か法人が普通だと言われています。しかし、ベトナムの経済事情においては、家庭と合作社または組合を単位とする考え方方が強いので、家庭と組合の活動が民事関係、特に経済関係の中での大事な権利主体だと考えています。ですから、私たちは、ベトナム民法の中に個人、法人、特殊な権利主体と

しての家庭と生産組合という4つの権利主体を規定しています。日本の明治時代を研究すると、当時は小さな商人の役割がかなり大きかったと聞いております。そして、その流れをくんで、今の日本でも中小企業の役割が大きいと聞いております。ですから、ベトナムでも同様に、経済システム移行の段階において、家庭単位の経済が大きな役割を果たしています。合わせて言いますと、ベトナム民法の構造は、多くの点で日本民法を参考にしています。

日本民法を参考にしたもう一つの点は、地役権と日本民法の206条から238条までの所有権の限界についての相隣関係に関する規定です。この条項はベトナム民法においても大変重要な部分ですが、正直に申し上げると、この相隣関係の所有権の制限は、以前のベトナムでは余り関心のなかったことです。国民には長い間、土地は国有だから地役権や建物・土地などに関して云々言うなという考え方がありました。しかし、この数年間、ベトナムにおいては、共通の通路や垣根、堀または小道などに関する紛争が絶えないのです。民事で解決できないうちに衝突になって刑事事件に発展し、近所の気持ちに亀裂を生じたり、コミュニティの団結に良くない結果を招きます。日本民法は、これらに関して詳細に規定しているので、ベトナム民法にも導入した方が良いのではないかと考えまして、先ほど申し上げた日本民法の規定を、ベトナム民法の267条から284条に規定しました。これらの条項についてベトナム国民の意見を聴取したときには、大きな反響がありました。ドイツとフランスの民法にもこれに近い規定がありまして、例えば、カナダのケベック州の民法にも同じような規定があります。ですから、私たちは、これは日本固有の考えではなくて、全人類共通の考えではないかと思います。実際、これらの規定は、国民間の利害の衝突の調整に関する一般常識だと思いますし、多くの国もこの常識に同意しています。

また、日本民法の373条を参考にして、ベトナム民法の財産の抵当と弁済の順位に関する規定（第330、341、342、347、359、360条）を設けました。ドイモイ以後、財産を取得すると、抵当権を設定して借金することが増えてきました。しかし、実際は、一つの物件に対して多くの抵当権が設定されるために、後に債務者が破産した場合に債権者がどのようにして弁済を受けるのが混乱するが多く、債権者が損害をこうむる場合もしばしば起きています。一つの財産に多くの抵当権が設定されるため、債権者は自分が優先的に弁済されること、または債務者の全財産を受けることを強く希望し、債権者同士の争いがよく起こります。日本民法の373条には、一つの財産に多くの抵当権を設定することはできるけれども、債権者に対する弁済は登記の順位に従うと規定されています。つまり財産を抵当に入れて、お金を借りることはできるけれども、全て登記しなければならず、順位の早い人が先に弁済を受けるということです。私たちは、この規定をベトナム民法に導入しましたが、ベトナムの国民からも大きな反響があり、国会でもすぐに承認されました。

(2) ベトナム商法について

ベトナムの商法と会社法を制定したときに、何が商行為かということについて、だいぶ日本の商法を参考にしました。日本の商法が規定している商行為の概念は、市場

経済の考え方方に大変合っています。私たちは、ベトナム商法に商行為という個別のチャプターを設け、以後の各チャプターにこれらの商行為に関する規定を設けました。もちろん、現在のベトナム商法もまだ完成したわけではありませんが、その主な内容は商行為に関する規定です。

日本の会社法では、会社を合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社の4つに分けて規定しています。1990年に制定されたベトナムの会社法は、株式会社と有限会社の2つの会社しか認めていませんので、合名・合資会社に関する規定がありません。しかし、実際には、ベトナム社会においても、合名・合資会社はたくさんあります。法律はまだありませんが、個人やグループでの経営に関する多くの規定が、まさに合名・合資会社関係の規定だと思います。本来、合名会社や合資会社を個人やグループが設立する場合は、営業許可をもらうために合名会社や合資会社の形で申請しなければならないのですが、この2つの会社に関する規定がないために、有限責任会社として申請することが多いのです。例えば、法律事務所や会計検査事務所なども、合名・合資会社の規定がないために有限会社として存在しています。私が知っている限り、このような種類の会社は有限責任でなく、無限責任にするべきだと思いますが、法律がまだありませんので、有限責任という形を取ることにしているのです。今後、世界各国の商法、会社法を研究して、会社法改正を行うときに、合名・合資会社に関する規定を導入する予定です。

(3) 法律家養成制度について

ベトナムがもう一つ日本の経験を参考にしたいのは、司法研修所についてです。これまで多くのミッションが司法研修所を見学しました。私の理解が間違っていないければ、司法研修所は最高裁判所が管理しています。日本の経験を参考にすれば、裁判官も一つの職業ですから、職業訓練が必要です。ベトナムでは、法科大学を卒業して裁判所に入り、しばらく書記官を勤めて、条件が整えば裁判官に任命されるのが普通です。ですから、ベトナムでは裁判官として育成されていないのが実情です。もちろん、裁判官だけでなく、検察官・公証人・弁護士などもこのような職業訓練は全く受けていません。最近、ベトナムの司法長官が首相に対して、この司法修習学校の設立に関する陳情書を提出し、首相は原則としてこれを採択しました。

現在、私たちが考えている案は、法科大学を卒業してもすぐには司法職に就けず、新しい試験を受けて司法修習学校に入らなければならないというものです。カリキュラムは2年から3年を考えています。これらの司法職に職業訓練を課すことは、私たちの日本における研修の中で得た大きな成果だと思いますし、これによって今後のベトナム司法職の質が高まるのではないかと、私たちは期待しています。

日本での研修や、日本の先生のベトナムにおける技術移転などで、参考になった経験は、まだまだたくさんありますけれども、時間の制約がありますので、大事な点だけを申し上げました。有り難うございました。

(質疑応答)

(質問) 現在、ベトナムで、司法研修所で学ぶ修習生を養成するための法科大学はどのくらいありますか。また、学生数はどのくらいですか。卒業生の進路はどのようにになっていますか。

(回答) 現在、ベトナムには法科大学のほかにも、多くの大学に法学部があります。例えば、ハノイのハノイ法科大学、この大学は法律しか教えていない単科大学で、司法省直轄です。また、ハノイ国立大学にも法学部があります。ホーチミン市では、ホーチミン国立大学に法学部があります。また、地方の大学には法学部はありませんが、ハノイやホーチミンの法学部の先生が出張して教えています。これらの大学や法学部の中では、ハノイ法科大学が一番規模が大きく、名声が高いです。

現在のベトナム社会では、法律家に対するニーズが非常に高いのですが、法科大学の卒業生の数はまだ対応できていません。現在、国民1万人当たりの法律家の数は1人しかいません。例えば、ベトナムの総人口7,500万人に対して、弁護士を職業にしている人は約700人にすぎません。現在、新しい種類の裁判所が新設されました。多くはまだ事件に対応できていません。私たちの計算では、弁護士は30%も不足しています。

現在の法科大学の入学試験は最も難しい試験で、競争倍率は25倍から30倍です。法科大学の卒業生は毎年約600名ですが、そのうち300名はハノイ法科大学の卒業生です。今後は、卒業生を1,000名程度に増やしたいと思います。

法科大学のカリキュラムは通常4年です。質はだいぶ向上しましたが、まだ完璧ではありません。先生の数が足りませんし、その多くは東ヨーロッパに留学した人達です。建物や設備も不十分です。そのため、政府は、今後この分野に力を入れたいと考えています。毎年、外国の先生にお願いしてシンポジウムを開催したり、客員教授として講義していただきたいと考えています。ですから、近いうちに機会があれば、三ヶ月先生にもベトナムの法科大学で講義をお願いしたいと思います。

法科大学の質が高まり、司法修習学校を設立できれば、ベトナムの裁判官や検事、弁護士の質も向上すると思います。

(質問) ベトナムで弁護士になるには何か資格が必要ですか。

(回答) 現在、ベトナムには各プロビンス（州）と中央に弁護士会があります。ベトナム政府は、弁護士会に関する法令を出しておりまして、その中に弁護士になる基準が定められています。

まず、弁護士になるには、法科大学を卒業して弁護士会の会員になり、そこに2年間勤務して、試験を受ける必要があります。弁護士会の試験に合格すると、司法長官の許可がおります。

現在、ベトナムでは61のプロビンスで約700人の弁護士が活動しています。一つのプロビンスに大体一つの弁護士会があり、ハノイには弁護士会連盟があります。

ベトナムには、法廷での訴訟活動を専門とする弁護士と、コンサルタントの弁護士がいます。コンサルタントを職業とする弁護士が出てきたのはここ数年のことですが、これらの弁護士がローファームを設立しています。海外のローファームの支店、ブランチを設立することもできまして、現在、もし間違ひなければ約30くらいのブランチがあります。

(質問) 法科大学の卒業生は、弁護士を希望する者が多いのでしょうか。

(回答) 法科大学の卒業生に関する社会調査はまだ行われておりませんので、はつきりしたことは申し上げられませんが、今、ベトナムでは法科大学の卒業生は引っ張りだこです。多くの人が会社や政府機関に入っていると思いますが、一部の人は弁護士を希望していると思います。

最近は、弁護士という職業が安定した、高収入の職業になってきているので、今後は、弁護士を希望する人が増えると思います。

(質問) ベトナムの国会について説明していただきたいと思いますが、国会議員は何人くらいですか。また、選挙はどのような選挙ですか。国会議員の中に法律を勉強している方はどのくらいいるのでしょうか

(回答) 現在、ベトナム国会には400人近い国会議員がいます。第9回国会では395名でした。国会の選挙は直接選挙ですが、ベトナム祖国戦線や関係諸団体の同意を得なければ立候補できません。

ベトナム国会にどのくらいの法律家がいるのかという問題は、今、ホットな話題です。ベトナムの国会議員の多くは行政や経済界の出身者で、法律家は少数です。弁護士や法律知識のある国会議員の割合は、10~15%ではないかと思います。

国会の改革に関して、私たちは、まず第一に、常任国会議員、つまり専任の国会議員の割合を高めたいと考えています。また、国や各団体が推薦する候補者を法律家であるようにしたいと思います。実際、過去数年間にたくさん法律案を審議していただいた中で、私たちは、法律を審議する国会議員にもう少し法律の知識があったなら、と思いました。特に弁護士が数多くいないと困ります。ですから、今のベトナムの弁護士には、専門分野だけではなく、政治にも関心を持って欲しいと思っています。

*本稿は、発表会のツゥーン団長の発表を日本語訳したものです。



発行日：平成9年8月8日

発行者：財団法人国際民商事法センター事務局長 金子浩之

〒107 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833